

審 査 基 準

令和 6 年 1 0 月 1 日作成

法 令 名	: 原子力災害対策特別措置法施行令
根 拠 条 項	: 第 8 条第 1 項
処 分 の 概 要	: 原子力緊急事態宣言の公示前における緊急通行車両の確認
原権者（委任先）	: 東京都公安委員会
法 令 の 定 め:	災害対策基本法施行令第 3 3 条第 2 項、災害対策基本法施行規則第 6 条第 1 項、第 2 項
審 査 基 準:	車両の使用者の申出を受けた都道府県公安委員会は、当該車両が原子力災害特別措置法第 2 6 条第 2 項の規定において緊急事態応急対策を実施しなければならない者の車両であることに加え、以下のいずれかに該当すると認めるときは、緊急通行車両として使用されるものであることの確認を行うものとする。 1 緊急事態応急対策に従事する者の緊急輸送を行う車両であること。 2 緊急事態応急対策の必要な物資の緊急輸送を行う車両であること。 3 1 及び 2 以外の場合であって、緊急事態応急対策を実施するための車両であること。
標 準 処 理 期 間:	3 0 日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先:	警視庁本部（交通規制課）及び警察署（交通課）
問 合 せ 先:	交通部交通規制課規制実施係
備 考:	